

TELEC 第 69 号  
平成 21 年 7 月 17 日

総務省情報通信国際戦略局  
情報通信政策課法体系担当 御中

郵便番号 140-003  
住所 東京都品川区八潮 5-7-2  
氏名 財団法人 テレコムエンジニアリングセンター  
理事長 齋 昭 男

「通信・放送の総合的な法体系の在り方<平成 20 年諮問第 14 号>答申(案)」  
に関する意見

標記につきまして、下記のとおり意見を提出します。

記

項目	意見
2 伝送整備規律  (2)民間の創意工夫 を生かした新技 術導入の促進  ④技術基準適合証 明制度の見直し	<p>今回の見直し案について、基本的に賛成です。</p> <p>もとより、無線機器に関する基準認証制度は、電波の混信の防止、無線局の免許手続きの簡素化、特定無線設備を利用する側の負担軽減等の面から、現在、適切に機能しているものと考えていますが、一方、本制度を電波利用技術の進展や社会の電波利用のユーズの変化、さらに我が国産業の発展と競争力の強化を考慮して、見直していくことも重要と考えています。</p> <p>このような視点から今回の見直し案について、意見を申し上げます。</p> <p>1 技適マークは証明等を取得した特定無線設備を特定するためのものですが、今般の制度の見直しにより、変更前の工事設計に基づき製造された特定無線設備と変更後の工事設計に基づき製造された特定無線設備を同一の技適番号で管理する必要が生じます。</p> <p>2 従いまして、登録証明機関としては、このような特定無線設備について、これまでと異なる方法で管理する必要があると考えていま</p>

すが、国の公示方法についても、利用者はじめ関係者が特定無線設備の変更前の工事設計の内容と、変更後の工事設計の内容が明確に判別できるような工夫をして頂く必要があると考えます。

- 3 当該見直しは、同一の技適番号で複数の工事設計を管理するという特別なものでありますので、その適用は限定的なものにする必要があると考えます。また、電波の質等に大きく影響を与える発振回路、周波数逡倍回路、変調回路、高周波増幅回路等の追加、交換など工事設計が大幅に変更となる場合は、これまでと同様に異なる技適番号とする必要があると考えます。

以上